

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8 月 5 日
【会社名】	グローリー株式会社
【英訳名】	GLORY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾上 広和
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 経営管理本部長 三和 元純
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 経営管理本部長 三和 元純
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 720,736,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	202,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成27年8月5日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	202,000株	720,736,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	202,000株	720,736,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,568	-	100	平成27年8月28日	-	平成27年8月31日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
グローリー株式会社 経営管理本部	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪支店	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
720,736,000	-	720,736,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額720,736,000円については、平成27年8月31日以降、当期の買掛金及び未払金の支払等の運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成27年8月5日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)	
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)	
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年8月5日現在）

<日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）>

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

イ) 役員報酬B I P信託の内容

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。）を締結し、B I P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）といたします。

ロ) 概要

役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託とは、役位及び業績目標の達成度に応じて取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬制度（以下「本制度」という。）であります。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充たす者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、あらかじめ定める株式交付規程に基づき当社取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、B I P信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が取得した当社株式は、B I P信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付等が行われます。

B I P信託は、株式交付規程に従い、毎年一定時期及び取締役の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて決定される数の当社株式等の交付等を行います。当社株式の交付については、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、B I P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担してB I P信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本制度についてのスキーム管理ならびに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、本制度実行に伴い生じる「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」という。）について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

八) 参考(本制度の概要)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社の取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役または取締役を退任した者のうち受益者要件を充たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成27年8月28日(予定)
信託の期間	平成27年8月28日(予定)~平成30年8月末日(予定)
制度開始日	平成27年9月1日(予定) (平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始)
議決権行使	行使しないものといたします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	107,040,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

二) B I P 信託から受益者に交付する予定の株式の総数

30,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数 イ)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P 信託口)」と同数であります。)

ホ) 受益者の範囲

(毎年一定時期に交付等をする場合の受益者要件の範囲)

毎年3月末日に当社の取締役として在任していること

在任中に一定の非違行為があった者でないこと

業績目標の達成度等に応じ、付与ポイント数が決定していること

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(退任時に交付等をする場合の受益者要件の範囲)

対象期間中に当社の取締役として在任していること

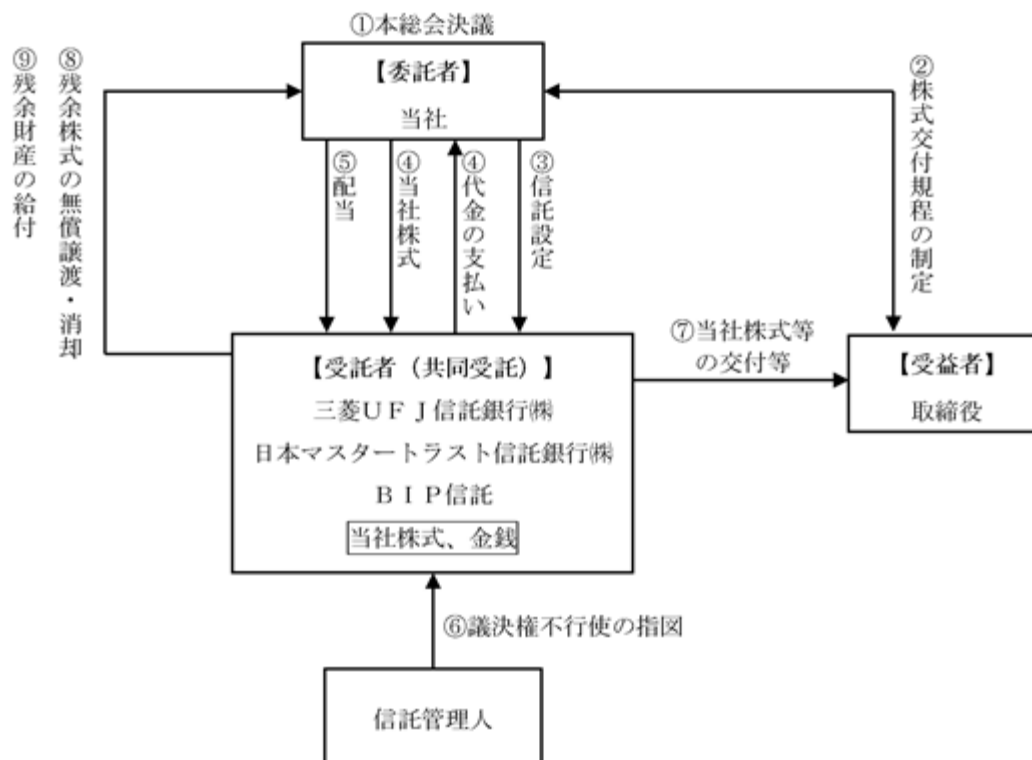
取締役を退任していること

在任中に一定の非違行為があった者でないこと

業績目標の達成度等に応じ、付与ポイント数が決定していること

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

へ) B I P 信託の仕組み



当社は、平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会（以下「本総会」という。）においてB I P 信託の導入に関する役員報酬の承認決議を得ております。

当社は、取締役会においてB I P 信託の導入に関する株式交付規程を制定いたします。

当社は、における本総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充たす取締役を受益者とする信託（B I P 信託）を設定いたします。

B I P 信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社から取得（自己株式処分）いたします。B I P 信託が取得する株式数は、における本総会の承認決議の範囲内といたします。

B I P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

信託期間中、毎事業年度における役位及び業績目標の達成度に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を充たす取締役に対して、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式が信託期間中の毎年一定時期及び退任時に交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、B I P 信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が信託期間中の毎年一定時期及び退任時に給付されます。

信託期間中、毎事業年度における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、利害関係のない団体へ寄付、または、B I P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

受益者に分配された後の残余財産は、B I P 信託の清算時に当社に帰属する予定です。

<日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）>

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

ト) 株式付与E S O P信託の内容

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約（以下「E S O P信託契約」といい、E S O P信託契約に基づき設定される信託を「E S O P信託」という。）を締結し、E S O P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてE S O P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）といたします。

当社の信託型従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）は従業員株式所有制度（日本版E S O P）に該当しますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

チ) 概要

E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託とは、信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員のインセンティブ・プランの拡充を図る目的を有するものであります。

本プランでは、当社が当社執行役員及び経営幹部社員（以下「執行役員等」という。）のうち一定の要件を充たす者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）は、あらかじめ定める株式交付規程に基づき執行役員等に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。なお、E S O P信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が取得した当社株式は、E S O P信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付等がなされます。

E S O P信託は、株式交付規程に従い、執行役員等に対して、信託期間中の執行役員等の役職及び会社業績に応じて決定される数の当社株式等の交付等を行います。当社株式の交付については、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後滞りなく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人がE S O P信託契約に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担してE S O P信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理ならびに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる具体的信託事務について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

E S O P信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、執行役員等の負担はありません。E S O P信託の導入により、執行役員等は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができます。執行役員等の経営参画を促す効果が期待できます。

リ) 参考(本プランの概要)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社の執行役員等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	執行役員等または執行役員等を退職した者のうち受益者要件を充たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成27年8月28日(予定)
信託の期間	平成27年8月28日(予定)~平成30年8月末日(予定)
制度開始日	平成27年9月1日(予定) (平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始)
議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	613,696,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

又) E S O P 信託から受益者に交付する予定の株式の総数

172,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数 口)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P 信託口)」と同数です。)

ル) 受益者の範囲

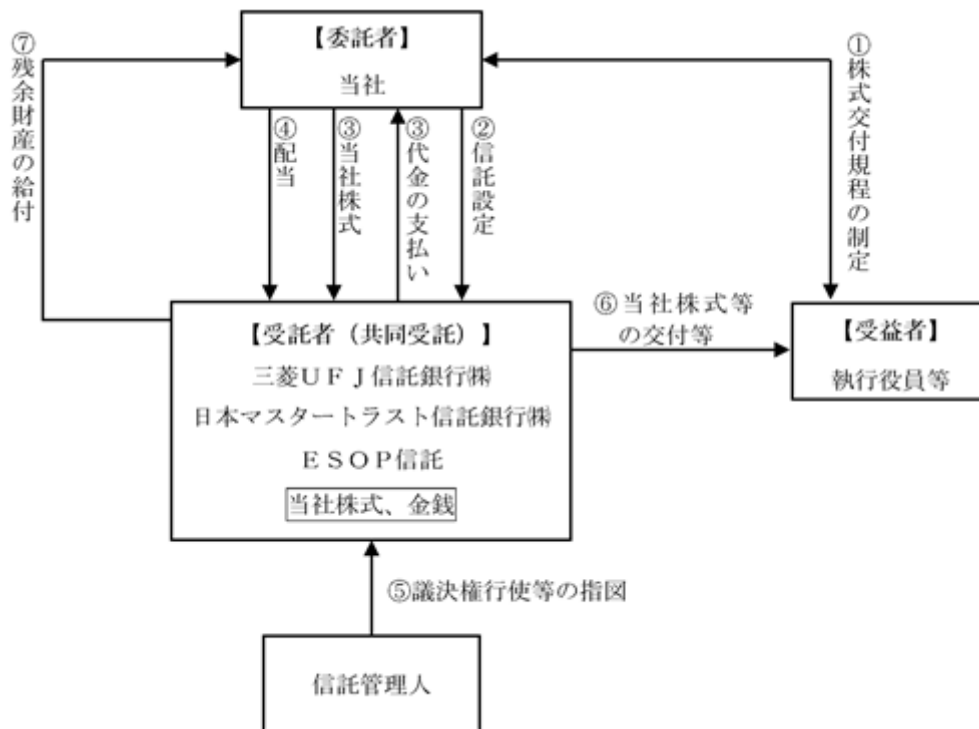
(毎年一定時期に交付等をする場合の受益者要件の範囲)

在職中に一定の非違行為があった者でないこと
 役職及び会社業績に応じ、付与ポイント数が決定していること
 その他本プランの趣旨を達成するために必要と認められる要件

(退任時に交付等をする場合の受益者要件の範囲)

対象期間中に当社の執行役員等として在職していること
 執行役員等を退任していること
 在職中に一定の非違行為があった者でないこと
 役職及び会社業績に応じ、付与ポイント数が決定していること
 その他本プランの趣旨を達成するために必要と認められる要件

ウ) E S O P 信託の仕組み



当社は、取締役会においてE S O P 信託の導入に関して株式交付規程を制定いたします。

当社は、金銭を信託し、受益者要件を充たす執行役員等を受益者とする信託（E S O P 信託）を設定いたします。

E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社から取得（自己株式処分）いたします。

E S O P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

E S O P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託期間中、毎事業年度における役職及び会社業績に応じて、執行役員等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を充たす執行役員等に対して、当該執行役員等に付与されたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式が信託期間中の毎年一定時期及び退職時に交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、E S O P 信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が信託期間中の毎年一定時期及び退職時に給付されます。

受益者に分配された後の残余財産は、E S O P 信託の清算時に信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

受益者要件を充たす当社執行役員等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

c 割当予定先の選定理由

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P 信託口）

当社は、取締役を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性・客観性の高い株式報酬制度を導入することを検討しておりました。

このような状況下において、証券代行業務等の信託銀行取引関係から三菱UFJ信託銀行株式会社よりB I P 信託の提案を受け、また、B I P 信託に係る事務コスト等を総合的に判断した結果、同社を委託先として選定いたしました。

なお、本制度においては、前述の「役員報酬B I P 信託の内容」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が共同受託者としてB I P 信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P 信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

当社は、執行役員等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性・客観性の高いインセンティブ・プランを導入することを検討しておりました。

このような状況下において、証券代行業務等の信託銀行取引関係から三菱UFJ信託銀行株式会社よりE S O P信託の提案を受け、また、E S O P信託に係る事務手続コスト等を総合的に判断した結果、同社を委託先として選定いたしました。

なお、本プランにおいては、前述の「株式付与E S O P信託の内容」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が共同受託者としてE S O P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)

30,000株

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

172,000株

e 株券等の保有方針

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、株式交付規程に従い、一定の受益者要件を充たす取締役に対し、その在任時及び退任時に、ポイント数に応じた数の当社株式等の交付等を行うことになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告することならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、株式交付規程に従い、一定の受益者要件を充たす執行役員等に対し、その在任時及び退任時に、ポイント数に応じた数の当社株式等の交付等を行うことになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告することならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からB I P信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、B I P信託契約にて確認の予定です。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からE S O P信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、E S O P信託契約にて確認の予定です。

g 割当予定先の実態

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、B I P信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

その他の包括的管理業務については、B I P信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」という。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議のうえ、選任するものとします。

なお、B I P信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

また、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、B I P信託契約において確約する旨を確認しております。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、E S O P信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、E S O P信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当いたします。

その他の包括的管理業務については、E S O P信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」という。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議のうえ、選任するものとします。

なお、E S O P信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

また、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、E S O P信託契約において確約する旨を確認しております。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、本制度及び本プランの導入を目的として行います。

処分価額につきましては、平成27年7月5日から平成27年8月4日(取締役会決議の前営業日)までの東京証券取引所における当社株式の終値平均である3,568円(円未満切捨て、平成27年8月4日終値(3,690円)との乖離率-3.31%)を採用いたしました。直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、当社は平成27年3月期決算発表を平成27年5月12日に行っており、直前3ヶ月間、直前6ヶ月間と比較して、決算発表以前の株価が計算に織り込まれておらず、合理的であること、また、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、合理的なものであると判断したためです。

なお、当該価額は東京証券取引所における当社株式の取締役会決議前日(平成27年8月4日)の終値3,690円との乖離率-3.31%、取締役会決議前3ヶ月(平成27年5月5日から平成27年8月4日)終値平均である3,665円(円未満切捨て)との乖離率-2.65%、及び同じく6ヶ月(平成27年2月5日から平成27年8月4日)終値平均である3,463円(円未満切捨て)との乖離率+3.03%となっております。上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち社外監査役2名)より、本自己株式の処分は、本制度及び本プランの導入を目的としており、当該処分価額が取締役会決議の直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値であり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」も勘案して決定されたものであることから、処分価額は割当先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見が表明されております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に対する処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役に交付すると見込まれる株式数であり、また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対する処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社執行役員等に交付すると見込まれる株式数であります。これらの処分分量の合計による希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.29%(小数点第3位を四捨五入、平成27年3月末現在の総議決権個数656,687個に対する割合0.31%)と小規模なものであります。

また、本自己株式の処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規程に従い当社役職員に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16 -13)	4,033,772	6.14	4,033,772	6.12
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6 番6号 日本生命証券管理部内	3,427,224	5.22	3,427,224	5.20
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	2,296,300	3.50	2,296,300	3.49
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 番2号	2,100,444	3.20	2,100,444	3.19
グローリーグループ社員持株会	兵庫県姫路市下手野1丁目3番 1号	1,977,821	3.01	1,977,821	3.00
JP MORGAN CHASE BANK 385174 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16 -13)	1,953,200	2.97	1,953,200	2.97
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-1 1	1,839,500	2.80	1,839,500	2.79
タツボーファッション株式会社	兵庫県姫路市東延末264番地	1,500,000	2.28	1,500,000	2.28
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON, UK (東京都中央区日本橋3丁目1 1-1)	1,270,800	1.94	1,270,800	1.93
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY USA (東京都新宿区新宿6丁目27 番30号)	1,013,989	1.54	1,013,989	1.54
	合計	21,413,050	32.61	21,413,050	32.51

(注) 1 平成27年3月末日現在の株主名簿を基準としております。

2 所有議決権の割合は小数点第3位を四捨五入しております。

3 上記のほか、当社保有の自己株式2,951,231株は、割当後2,749,231株となります。ただし、平成27年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

4 割当先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)」となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は増加いたしません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)平成27年6月29日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年8月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第69期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年8月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、参照書類である有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日(平成27年8月5日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

グローリー株式会社 本社
(兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。